

第八十四回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第二号

昭和五十三年一月二十八日(土曜日)

午前十時三十分開議

商工委員会調査 藤沼 六郎君

出席委員

委員長 野呂 恭一君

理事 中島源太郎君

理事 山崎 拓君

理事 岡田 哲児君

理事 松本 忠助君

理事 鹿野 道彦君

理事 藏内 修治君

理事 島村 宜伸君

理事 辻 英雄君

理事 檜橋 進君

理事 萩原 幸雄君

理事 松永 光君

理事 渡辺 秀央君

理事 金子 みつ君

理事 沢沢 利久君

理事 長谷川正三君

理事 玉城 栄一君

理事 工藤 晃君

理事 大成 正雄君

出席政府委員

通商産業大臣 河本 敏夫君

通商産業政務次官 野中 英二君

通商産業大臣官房長 宮本 四郎君

中小企業庁長官 岸田 文武君

委員外の出席者

警察庁刑事局保

安部保安課長 柳館 栄君

法務省刑事局刑

事課長 佐藤 道夫君

大蔵省銀行局中

小金融課長 吉居 時哉君

委員の異動

一月二十八日

辞任

小川 平二君

加藤 清二君

後藤 茂君

清水 勇君

西中 清君

同日

辞任

渡部 恒三君

金子 みつ君

高沢 寅男君

長谷川正三君

春田 重昭君

補欠選任

渡部 恒三君

長谷川正三君

金子 みつ君

高沢 寅男君

春田 重昭君

同日

補欠選任

小川 平二君

後藤 茂君

清水 勇君

加藤 清二君

西中 清君

本日の会議に付した案件

円相場高騰関連中小企業対策臨時措置法案(内閣提出第六号)

○野呂委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、円相場高騰関連中小企業対策臨時措置法案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。岡田哲児君。

○岡田(哲)委員 昨日も大臣に対して、この法案に絡んで、基本になるのはレートが一体どういふような推移をする見通しの上で考えられているのか、今後どういふように考えられているのかという点が、今後どういふ議論になつたわけでありま

はりだれが考えてみてもそうでありますが、確かに臨時的な緊急避難的な措置だということでは上がつたことは、これはもうお互い十分承知を

しているわけでありますが、やはり立法する場合に、一体今後どのような推移をするであろうか、もっと極端に言つて、今後はいろいろな対策が成功して、われわれが願っているように四十円台から安くなつていくと判断をしておるのか、あるいは今後二段、三段の外圧がかかつて、円高がわれわれが予想しているよりもっと深刻な状態になる、こういうふうな考えにいかうかという点は大変な違いだと思つておるわけでは

そこで、まずはっきりしていただきたいのは、緊急措置は二百四十円を目安にしながら、円高はさらにもっと深刻になるのか、あるいはこれで改善されてよくなるのか、その辺の見通しは一体どういふふうに考えているのか。きょうは大臣が見えませんが、余り政治的な見解でなしに、長官あるいは次官もお見えになりますか、次官には初めての質問でございますが、そういう点はだれが考えても立法する場合に非常に大切な点だと思つておるわけで、その辺の御見解をまず次官からお聞きして、それから長官にお願いしたいと思います。

○野中政府委員 お答えいたします。

昨日大臣も答え申し上げましたように、この問題は大変にむづかしい問題でございます。御存じのように、内外の景気情勢等あるいはまた今後の推移いかんによつては、レート制をとつております現況におきましては、円相場が高騰する場合もあるでしょうし、あるいは円安を来す場合もあるでしょう。そういうことで、この見通しはなかなか立ちにくいわけでございますが、一応今度の立法措置としては、現在たどつておる二百四十円の為替レート、こういう推移をいたして

ますが、この辺でこの円対策を考えていったというふうに御理解願いたいと思つておる。

○岸田政府委員 この法律は、昨年の六月以降急速に円高が進み、年の暮れに至つて二百四十円というふうな水準が出たことを前提にして、現に中小企業が受けておるさまざまな影響を緩和するといふことが目的になつております。

中小企業としましては、六月当時調査をいたしてみますと、望ましい採算レートとしては二百六十五円とか七十円とかいうような声がございました。その後かなりの合理化が進んだにしまして、いまの二百四十円レートというのはかなり厳しい水準であるというふうに理解をいたしております。今後の見通しはそれこそ予測を許しません。私どもは、産地の中小企業の方々に對しては、ある程度円高が続いてもそれでやっていけるような体質をこの際どうしてもつくらねいかぬといふことで、思い切つた合理化あるいは新製品の開発等、この際真剣にこれは取り組むように指導いたしておるところでございます。

中小企業は、御承知のとおり、従来いろいろな波を乗り越えて今日に至つたわけでございます。相当な適応力を持つておるといふふうに考えております。ただ、昨年のような急激な上昇といふことは当然予想もできない事態でございます。まして、それに対してはやはりある程度のショック緩和措置が必要であるといふことから今回の法律を出したわけでございますが、このショック緩和措置の適用を受けて当座をしのいでいる間に、やはり長期的な円高に對する体質をつくるということが課題ではないかと思つておるところでございます。

○岡田(哲)委員 そういふふうに聞いていますと、この二百四十円というものはわれわれが考えているよりも非常に円高で、われわれが考えている

よりも苦境に陥った。そうすると、われわれが考えている、言うならば適切といえますか、日本が考えている円のレートというものは一体どのくらいが適切だとあなた方はお考えになっておられるのか。二百四十円に落ちた、このためにショックが起った、こういうふうになっておられるのですか、一体どれが適切だと考えているのですか。

○岸田政府委員 中小企業の立場からしますと、為替レートというのはいわば与件でございます。まして、その為替レートを前提にして一体商売がどういくかというのを判断するのが、まさに経営者の意思のしどころになるかと思ひます。確かに、二百四十円というものは、現在の中小企業にとつてはかなり厳しい水準であるという事は事実でございますが、率直に申しまして、中小企業としては、何よりも為替レートが安定しておるということが一番の希望ではないかと思ひます。事実、昨年調査をいたしましたも、九月、十月時期に二百六十円台で一月くらい推移したことがございました。また、二百四十円台で十二月にある程度落ちついていた時期がございます。こういうときには多少の注文が出てきておる事情もございます。絶対的な水準は長期的に対応していかなくればなりません。当面の課題は少しでも安定した為替レートが実現するということではないかと思ひておるところでございます。

○岡田(哲)委員 いま長官の言われましたように、私も、望んでいる点は一体どこで安定するかという点だと思ひます。そこで、この立法は、四十円というものはわれわれいままで考えておつたよりも高くなり過ぎたためにいま起こつておるのだ、こういう前提ですね。そういうふうな考えますと、今後、この立法と同時に一つ基本に考えておきたいと思ひるのは、一体どこで安定するのであろうか、こういう点になつてくると思ひるのであります。

そういうふうな考えてみますと、昨年イギリスのヒューリイ蔵相がIMFの記者会見で、日本みずからが産業構造を変えろという政策をとらない限

り外圧をかける以外方法がない、こんなような発言をしているのを新聞で見ているわけでありま。それから、アメリカのブルメンソール財務長官の発言からこれがきっかけで起こつてきているわけでございますが、こういう点から考えてみますと、いかに安定を望んでいるという立場に立ちながらも、これから第二、第三の外圧というものが起こつてくるという事を私は非常に心配して

います。そういう心配は私だけの心配なのかどうかという事でありますが、いま二百四十円までいった、そこで安定するならば安定するでいいのでしょ。うけれども、これに第二、第三の外圧がさらに加わつてくる、その心配がある。それはなぜかといふと、この発言が本当かどうかは別といたしまして、言っている限り、日本みずからが日本の産業構造を変えない以上われわれは外圧をかけるしか方法がないのだ、こう公言しているわけですから、私は、やはり安定という事を望みながら、安定の道をとるためには一体どういうふうにするのかというものが、まず、この立法とは別です。よ、立法というものが起こつてきたことはわかりませんが、その辺を一体どのようにお考えになつて

いるのか。○野中政府委員 先生のおっしゃるとおり、われわれとしても危惧している点でございます。したが、いまして、内需の拡大を図つていく、それから貿易の均衡を図つていく、こういう均衡拡大をとつていくという考え方に立つておるわけでございます。まして、したが、いまして、経常収支の百億ドルの黒字というものを六十億ドルにしたい、こういう努力をいたしておるわけでございます。○岡田(哲)委員 私がいま申し上げたのは、いろいろ手段方法はあるのでしようが、産業構造、輸出構造、これが問題だ、まあヒューリイ蔵相が言っているのですね。あるいはアメリカのねらっているのもそこら辺だと思ひるので、そうすると、そういうような操作だけでなしに、大体いままでの日本の輸出構造というものを一体どういうふうに変

えるのかという点です。

「委員長退席、山崎(拓)委員長代理着席」きょうは大臣はいないのでありますが、私はどうしてもそこら辺が基本だと思ひます。私には、その見解を聞きたいのですが、たとえて言いますと、円高で輸出ができなくなつていく業界がでてくる、この業界はもうつぶれる、あるいはいま言われているように、輸入をうんとやすため

に日本の国内の市場を開放する、そうしますと、これまたつぶれていく業界が出てくる。輸出においても輸入においても、そういうふうな日本のこの輸出立国といひます。輸出だけのいままでの産業形態というものがいま批判されている以上、ここら辺に手をかけなければ、この外圧は二段、三段とかかるのかどうか、こういう不安を私は私

は持つておるわけでありま。ですから、いま政府が口の上できれいなことを言っている、こいつをこつする、こつするといふことだけでなしに、輸出構造、産業構造に実問題があるのだという点は、あなた方はどう考えておられるか。○岸田政府委員 私ども中小企業を指導しておるまして、やはり国際情勢、国内情勢の変化というもの

の的確に受けとめ、それに適応し得るような個々の中小企業の体質及び中小企業全体としての構造をつくり上げていくことが、特に肝要であると思ひておるところでございます。

なのではないかと思ひておるところでございます。

○岡田(哲)委員 いま長官も、産業構造それ自体にいろいろ知恵をめぐらして変えていかなくればならぬという点を言われましたが、私も、どう考えてみても、これはその点が非常に日本としては今後知恵をしなければならぬ点だといふふうに考えているわけでありま。

しかし、もう一步考えてみますと、これは経済的な立場、そういう立場よりも、いまの起こつてきている事態はもう政府問題、政治課題だといふふうに実は思わざるを得ない。そういうふうな考へてみますと、いま直ちに産業構造まで手がからぬとすれば、やはりいまのこのやり方というのは、恐らく輸出は減らぬでしよう、輸入もふえないでしよう、これがさらに続くといひますと、二段、三段、これからさらに二百四十円から三

と三十円台に入る、私どもはこういうことが想定されるわけですが、その辺はどのようにいとお考へになつておるのですか。○岸田政府委員 為替相場の将来は、恐らくだれも予想ができない問題ではないかと思ひます。ちやうど一年前のいまごろ、この円高を予想した人は恐らくなかったのではないかと思ひます。したが、これからの先のことには予測をするということには余りなじまないように思ひますが、正直に申しまして、一般的に従来のような高度成長の時代と違つてきたことは確かでございます。そういうような情勢に適応し得る中小企業をいかにして育てるかということが、私どもにも与えられた課題ではないかと思ひておるところでございます。国際情勢の変化は、絶えず中小企業としてもフォロ

ーしながら、それに機敏に対応できるように私どもも今後とも指導してまいりたいと思ひておるところでございます。○岡田(哲)委員 私がいま触れましたように、どちらかというと、いま起こつてきている事態というのは経済的な問題ではない。経済的なならばある程度推測なり何なりできるのでしようが、政治的な

外圧だとかと外国の、イギリスの人もアメリカの人も言っているわけですから、やはりこれは政治的にどうするか。言うならば、もとは日本の輸出産業構造を変えない以上外圧を加えるのだ、こう言っておる点については、これは政務次官どうお思いですか。

○岸田政府委員 私、やはり基本は日本の内需拡大にあるのではないかと気がいたします。いままでのように内需が不振でございまして、やはり輸入はどうしても興ってまいりませんし、輸出に対する圧力も高まってくる。ところがやはり諸外国が気にしている一番のポイントではないかという気がしております。その意味におきまして、昨年の末以降積極的にこの問題に取り組んでいき、大いに内需を喚起しようという方向で政策が展開されておりますことは、この問題の解決に寄与するところが大いのではないかと期待をいたしております。

私ども中小企業の立場でございしますが、中小企業の方々に伺いまして、やはりこの際何とか景気をよくしてもらいたい、これは中小企業自身の立場から言えることではございますが、日本経済全体を見まして、当然そういうことが回り回って中小企業に貢献することになるのではないかと考えておるところでございします。いまの景気振興対策が大いに早くその実を上げてもらいたいものだと思っております。

○岡田(哲)委員 大体考えられている点、私もそのように考えておるので、それ以上言いません。

しかし、見てみますと、モルガン銀行の試算によりまして、一九七八年九月ごろには二百三十七円程度に上昇するだろうという数字を見ました。また、イギリスの為替調査機関だと、二百四十円台は割れるだろうということも見ました。それから、アメリカの経済研究機関のDRI、これがこの暮れには二百二十円台になる。まあ私が意識的にこういふに高くなるというのばかりを拾っておるようには思われるかもしれませんが、私は、二百四十円台というのは安定的に今後いくの

だろうか、いやそれより以上に今後もっとこれが割れていく、円高が続く、深刻になってくる、こういう想定をまず持つわけでありまして。非常に気持ちとしてはあれなんです、持つわけですが、そうすると、この緊急立法がいま出るわけでありまして、これはあくまで二百四十円からもうとわれわれの望むレートになるだろうというふうな考えながらいまつくられているのか、あるいはもっと深刻な状態、もっと大変な状態に入っていくこともあり得ると判断をしているのか、それが大変分かれ目だと思っておりますが、政府は一体その辺をどういうふうにお考えになつておられるのか、深刻になるのか、これはどちらなんですか。

○岸田政府委員 この法律は、先ほども申し上げましたように、昨年の六月以降今日に至るまでの為替変動による影響を、いかにしてカバーしていくかというのを念頭に置いてつくられた法律でございします。これから先の為替レートは、先ほども申し上げましたように、だれもがわからないわけではございますが、仮にというしまして、これ以上大幅な円高が進行するということであれば、またこの法律自体をどうするかということをもう一度検討しなければならぬ。これが幸いにして円安が出てきたときには、それが幸いにしてこの法律をもう一度吟味しなくちゃならない、そういう性格の法律ではないかと思っております。

○岡田(哲)委員 これは二年間の時限立法であるわけではございますが、この二年間とした根拠は一体何ですか。たとえて言いますと、十月一日からスタートして、本年三月いっばいでこれが半年、その他が一年、こういうふうに見るのですが、これが二年間になっている。この一年間、これは結局そういうような情勢の変化、あるいはその間に、先ほどからも触れておりますように、内需の喚起や日本の言うならば輸出構造、産業構造、こういうものの手をかけて大体やろうとしているの

が二年間なのか、よくわからぬわけですが、その二年間に時限をした根拠というものは一体何をお考えになつておったんですか。

○岸田政府委員 今日に至るまでの影響をとりあえず緩和していくということが目的でございまして、さしあたって中小企業の方々としては、円高によって輸出がなくなつた、滞貨があふれた、その他金融面の手当というところが当面の課題になつてまいります。いままでの影響に対応する資金需要というのがいつあらわれるかということもございしますが、これは当面、ことしの夏くらいまでの間に集中して出てくるのではないかと、またそれを追いかけて民間金融を補強するという面での信用保証の問題、これが大体ことしいっぱいぐらいに対応策を考へておけば当面の問題には対応できるであらう。

ただ、この円高の問題を転機としてひとつこの際事業転換でも考へようかということになりますと、やはりある程度の時間が要するかと思います。いろいろ各般の業界の実情を調べ、自分の企業の現状に照らして、どういう業種を選び、どういう将来構想を練っていくか、この辺を見きわめをつければ、事業転換法の規定に乗っていくためには、ある程度、二年程度の期間は見えておく必要があるだろうというふうにお考え、この法律のとりあえすの期間を二年というふうに決めた次第でございします。

○岡田(哲)委員 一言でいいのですけれども、二年間とした根拠というのはいまの話だと非常に私わかりにくかつたんですが、一体なぜ二年間にしたのか。

○岸田政府委員 一言で申しますれば、今日までの為替円高に伴う対応策を企業として考へ、実行に移すための期間というものが大体二年あればよろしかろうという考へ方でございます。

○岡田(哲)委員 まだわからぬのですが、もう一回ちよつと申してください。

○岸田政府委員 どうも舌足らずで申しわけございませんが、円高によって当面影響を受けている

中小企業が考へることと申しますと、当座の資金繰りをつけるということが課題でございします。こういう当座の資金繰りといふと、銀行へ行き低利の金を借りる、あるいは信用保証を受ける、こういった資金需要はわりあい早目に出てまいるわけではございません。ただ、事業転換の問題だけはある程度、二年程度の余裕を持って対応策を考へるという余裕が必要かと思ひまして、二年の期限を用意した次第でございします。

○岡田(哲)委員 私もさつき申し上げたつもりなんですが、緊急融資が三月いっばいの六カ月、その他が一年、そうするとあと一年あるのですが、これはやはり事業転換を想定しておるといふふうな受け取っていいんですか。

○岸田政府委員 そのとおりでございします。事業転換の問題は、現に事業転換法ができてすでに運用実績もかなりの数に上つておりますが、特にこの円高の問題を契機といたしまして産地の実情を調査しますと、やはり事業転換の問題をわが産地としても真剣に考へなくちゃならぬという声もいろいろございします。そういう声を受けまして、この法律の中でも円高に伴う事業転換については特利を適用するといふ道を開いた次第でございします。このように考へ方に基きまして事業転換をこの際ひとつ具体的に考へていこうということのために、二年程度の猶予期間を置いておく必要があるのではないかと考へた次第でございします。

○岡田(哲)委員 よくわかりました。

この一月二十四日の中小企業庁の影響調査を私も見せていただいたわけでありまして。これは今後の見通しで、二百四十円前後で推移したときには五十二年度実績額と比べて非常に減少する産地が六十二、それから減少予想産地中二十三が数量、単価とも低下する、こういうことが出てくるのですが、品種の転換、市場の転換、事業の転換、こういう点が、いま長官言われましたように、私は相当知恵をしぼらなければならぬと思うのでありますが、この業界、産地の転換計画あ

るいはこれに対する指導という点が、いまのお話の中からも私これを立法する場合に非常に重要だと思ふのでありますが、この金融やその他いろいろが、転換の具体的といいますが、基本的といいますが、そういう業界、産地の品種、市場、事業、こういう転換の指導計画、指導方針というものは一体何ですか。

○岸田政府委員 実はこの転換の問題については、昨年の十月に産地の調査をしましたときに、特に注意をして実情を調べてみたわけでございます。調査対象七十九産地でございまして、その中で、やはり転換の問題を考える必要があるのじゃないかという声の出た産地が五十一産地でございます。かなりの大きな比率に上っております。問題としてそういう問題を考えようというような程度のものでございまして、現実には個別の事業転換を計画している企業がその中に相当あるというところが、二十八産地に上っております。それから、産地ぐるみでひとつこの事業転換の問題を考えようというような答えが二つの産地から出てきたという実情でございまして、やはり産地としても、この新しい情勢、また厳しい情勢をどうやって生き抜いていくかということについて、相当真剣に考えておると私も感じておったところでございまして。したがって、産地をこれからどう持っていくのか、この際ひとつじっくり各産地ごとに考えてもらいたいし、またそう考えるについて私どもも協力をしていきたいと思っております。

こういう方向に対応する対策としては、一つは、五十三年度予算で活路開拓事業という予算が認められました。これは産地組合が自分の組合の将来の行き方をどう持っていくか、あるいは組合員をどう指導していくか、こういうことにつきまして腰を落ちつけて勉強しよう、少し時間をかけて、またある程度金をかけて、外部の人の知恵もかりながら勉強していこう、こういうことについての補助制度が新たに創設されることになりました。

した。私どもは、そういう面での自発的な勉強を助けるために、中小企業振興事業団の情報センターの機能を大いに活用していきたいと思っております。ところでございまして。

「山崎(拓)委員長代理退席、山下(徳)委員長代理着席」

こういうことによりまして、どういう将来の方向あるいは設計図をいかしていくかということを考えておりましたら、次には実行に移るわけでございまして、実行のための手段としましては、中小企業の各種の従来の助成手段、これをうまく組み合わせ、効率的に使用していくことになるわけでございまして。

それに加えて、来年度からは産地対策というものが振興事業団の事業として新しく加えられることになりました。また、来年度発足を予定しております中小企業経営安定資金におきましても、この資金の使途として産地対策というものを考える、こういった新しい助成手段も用意したしていただくわけでございまして、産地にいかんして活力を与えていくかということと相当大きな課題として取り組んでいきたいと思っております。ところでございまして。

○岡田(哲)委員 先ほど触れましたこの二年間、金融的なもので大体一年ぐらいて措置して、あと二年間のうちに転換を図るという構想でしようが、いまお考えになつていらっしゃる点から、この二年間でそういうことが大体いけるというふうに考えておられますか。

○岸田政府委員 事業転換の問題につきましては、一昨年度事業転換法がございまして、その後その施行に当たつてまいりましたが、当初は、中小企業の方々も、一体これをどう受けとめたらいのかというところで戸惑いがございましたものの、夏以降、事業転換の具体的な申請をし、都道府県知事の認定を受けるというケースがかなりふえてまいりました。特に昨年の十二月にはかなりの件数が認定を受けるというところまでできております。いままでの合計で、たしか四十件ちょっとに上つ

ておるかと思いますが、これはドル対法のときの事業転換の認定と比べますとかなりピッチが速いという感じでございます。事業転換の問題は、相当真剣に中小企業としても取り組んでおるなという印象を受けております。

これからどう進むかということでございますが、いまの調子でいきますと、当初立案のときに考えていました以上にやはり事業転換の進展が行われるだろうと感じておるところでございます。そして、それがいかに円滑にまた円滑にいくようにするかということが、これからの中小企業対策として考えていかなければならない一つのポイントではないかと思っております。ところでございまして。

○岡田(哲)委員 次は、きのうからもちょっと出ていますが、本法によれないもの、どうも本法に入らない中堅企業、あるいは輸入によって安く多量に入ってくる製品を抱えている企業、円高によつて深刻な影響を受けるとき、こういうような本法によらないそういうものですね、一体これをどういうふうにしていくか。中小企業に入らない中堅企業、そういう点をここで明確にしておいていただきたいと思います。

○岸田政府委員 私どもは中小企業を対象として行政を進めておるわけでございますが、その範囲外にいま御指摘がございました中堅企業の問題があることはもう承知をいたしております。中堅企業対策としては、いま中央、地方を通じて、関係省庁、金融機関等と情報の連絡交換をいたしまして、問題が起こる都度、一つ一つ対応策を考える、またそれを実行に移していくというふうなやり方で進めてまいっております。ただ、御承知のとおり、最近不況の深刻化とともにいわゆる構造不況の問題が出てまいりまして、しかもその中に中堅企業がかなり大きな地位を占めておる。こういう事態を踏まえて、通産省としてもこの構造不況対策のための新しい立法を用意しよう、こういう構想も進んでおるわけでございまして、その中で中堅企業の問題についても問題解

決のための一歩前進が図られればと思っております。ところでございまして。

また、中小企業の中にも、この法律の直接の対象となるものとそれ以外のものがあり、しかもそれ以外のものでも相当困っているものがある。この点につきましては、昨日も御答弁を申し上げましたが、問題があるならば私どものところにどうし問題を出していただいて、そして、その業界の実情あるいはその産地の実情に応じたような問題解決のための手を打っていききたいと思っております。ところでございまして。

○岡田(哲)委員 いまお話を聞いておりますと、この本法に入らない以外でも、円高において起こってくる事態というものは、あらゆる措置に、これに準じて取り扱う、こういうお考えですね。

○岸田政府委員 現在の法律で許されておりますあらゆる手段を活用して、問題解決のために努力をいたしたいと思っております。ところでございまして。

○岡田(哲)委員 次は、金融上の特別措置でございまして、金利は当初三年が五・五％に下げる、これは法案の四条で五・五というのが出ていないわけでありまして。きのうからもちょっとその辺触れておるわけでありまして、金利の情勢を見て五％ぐらいい下げていくという努力、これをする、こういうふうな受け取つていいですか。

○岸田政府委員 五・五％という金利水準を決定するにつきましては、私どももずいぶん苦勞をいたしたわけでございまして。従来七・六％からスタートし、六・二％になり、さらに円高の進行とともにもう一段何かこの面の改善はできないかというところで、大蔵省ともいろいろ折衝した末、五・五％が実現したという経緯がございまして。昨日も申し上げましたように、通常の運転資金の金利としましては、五・五％というのとは他にはほとんど例のないような低い水準でございまして、私どもとしてはできるだけのことをやったという心づもりでおるところでございます。

○岡田(哲)委員 私のいま言っているのは——きのうからの答弁は私も聞いておりました。問題は、今回はここまで努力した、しかし、今後の金利の情勢その他を勘案していきまうという話があったわけですね。この今後の金利の情勢を見てということは、今後さらにこれを五・五ぐらいを目標に下げていく、こういうふうな考えておられるかという点を聞いていたのであります、五・五で努力した点はもう十分承知してはいるのですが、そういうふうに見ていいですか。

○岸田政府委員 お話のように、今後の金利情勢もいろいろ変わってくる場合があるわけでございます。そういうときには他の金利とのバランスとすることをやはり考えていく必要があるだろうというふうな考えられます。

○岡田(哲)委員 私はそういうことを聞いているのじゃないに、五・五ぐらいまで下げるために、この金利情勢の中で早急に対応していこうという努力を長官は持っておられるかというのを聞いておるのです。

○岸田政府委員 私どもも、中小企業の金利負担が少しでも軽減できるようにということで従来もやっておりますし、今後ともやっております。もうございいます。全般的な金利情勢の動きというものは私どもも十分注意をいたしまして、その環境の中で少しでも改善ができるものがあればやってみようというところで今後ともやっております。

○岡田(哲)委員 では、ぜひそれは努力をしていただきたいというふうに思います。

最後に、為替変動対策緊急融資の金利を十月一日、これにさかのぼって適用することができないだろうかというふうに思うのです。これは立法によらなくても閣議決定ぐらいで、去年の十月一日にこれをさかのぼってやる、こういうことが閣議決定でできないか。私はできるように思うのです。が、どうですか。

○岸田政府委員 私どもも、せっかくできましたが為替変動緊急融資制度でございますから、今回新

しく五・五というものが決定されましたのを、できることならば十月一日からさかのぼってやるという方向で実現をしたいと思います。

○岡田(哲)委員 よくわかりました。もう時間が……

○岸田政府委員 いまのお答え、ちょっと不鮮明でございましたが、十月一日から五・五を適用することにいたします。

○岡田(哲)委員 わかりました。これで時間が来ましたので終わりますが、最後に、どう考えてみましても、金融や税制やそういうことだけでは、今回の起こってきている事態というものは、やはり転換の問題も相当重要だという点が明らかになってきたわけでありまして、二年間の時限立法でございますが、この法律が本当に有効適切に動くように、そういうことを私は切に望んでいるわけでありまして、どうか政府の方において、いま申し上げたような立場に立ちながら、あらゆる手段方法、そういうものを駆使しながら、これが適切有効に動くように私は特に要望をして、これで終わります。

○山下(徳)委員長代理 松本忠助君。

○松本(忠)委員 私は、円相場高騰関連中小企業対策臨時措置法につきまして、前半で法案につきまして、後半で、この法律を適用されないで、恩恵を受けることのできない、救済されない一般中小企業の方々がいわゆるサラ金に頼っておられるわけでございますが、そうした問題をお伺いすることにいたしましたと思っております。

最初に伺いたいのは、第三条の認定の問題でございますが、主務大臣が全国にわたって指定する業種に属する事業として、これは相当広い範囲にわたって私はすべきではないかと思っておりますが、当面考えられる事業というのとは一体何なのか、これをお答えをいただきたいと思っております。

○岸田政府委員 具体的に業種指定の範囲をどうするかということ、いま作業を着々と進めております。近日内に決定、発表したいと思っております。

ております。現在の為替変動対策緊急融資制度の対象となっておりましては、御承知のとおり五十九業種でございますが、いまの作業が順調に進みますれば、この全国業種だけでいまの業種の大体倍程度にはなるのではないかと考えておるところでございます。そのほか、若干の産地業種が加わってくる、このような形でございまして、かなり問題を抱えておりますような業種につきましてはカバーしていくというたてまえでいま処理を進めておるところでございます。

○松本(忠)委員 了解しました。三条二号の地域を限って指定する業種というもののに属する事業、具体的にどういう地域を指すのか、その辺が一つと、それから、この指定の作業というものはいま鋭意努めているというふうなお話でございますけれども、具体的にはいつまでに終了するのか、またその後も、対ドルの円相場の推移によりましては逐次やるのかどうか、この三点についてお尋ねをいたしたいと思います。

○岸田政府委員 まず、産地業種でございますが、全国業種を指定する場合に、やはり業種としてある程度輸出比率があるということを要件としてスクリーニングしてみます、どうしても産地業種というものが残ってまいります。したがって、産地として限って考えてみるという程度の輸出比率があるというふうな場合には、これを補足して指定をしていくという形になるかと思っております。この辺はちょっと計数の関係がございしますので、どこでどういうふうなことをいいますか、いまの段階では申し上げられませんが、いずれにせよ、いま作業を急速に進めておりまして、私は、この法律が制定施行されましたら日を置かずに具体的な業種を指定し、そしてこの制度が早く早く利用されるようにしていきたい、こう考えております。いま聞いてみますと、作業の段取りとしましては、こういう業種指定を大体一週間以内ぐらいに決定を見たいということ、作業が進んでおるようでございます。

○松本(忠)委員 三番目の、要するに円相場がこれから推移することによってその指定の業種というものの、あるいはまたそういうものを一遍やって再度またやるというようなことも考えられるわけですね。一遍で終わりますか。

○岸田政府委員 考え方はしましては、昨年から今年にかけて為替変動の影響を受けている業種を指定するわけでございますが、そう変わりがあられるわけはないわけでございますが、ただ、私どもが調査をしております際に気がつかずに調査漏れになったためにおくれた、指定が漏れたというようなことである場合には、当然それは追加して指定する場合もあり得ると考えております。

○松本(忠)委員 政務次官にお尋ねいたしますが、円相場の高騰がこのように急激だった例は、われわれも記憶がないわけでございます。御承知のように、五十二年の一月に対ドル相場が二百九十二円、十二月には二百四十円というふうに変化したわけでございます。一年間で五十二円、実に一七・八％の急騰を示したわけでございますが、この法案は一応対ドル相場二百四十円を基礎として業種の指定をやるわけでございます。たとえばこの急騰がおさまって対ドル相場が二百七十円台あるいはそれ以上下がった場合でも、認定を解除したりまた業種指定を外したりというようなことをするのもしないのか、この点についてはいかがでございますか。

それから第二点として、円相場がこれから幾らに安定するかというところは全く未知の問題でございます。ですから、あくまで五十五年三月まではこの法案は続けるのかどうか、この二点についてお答えをいただきたいと思っております。

○野中政府委員 お答えを申し上げます。御存じのとおり、仮に円が回復したとしても、この法案の趣旨は現在までに受けました実害を救済しよう、こういう考え方でございまして、お願いをいたしております二年間というものはこの法律を続けてまいりたいと考えております。

○松本(忠)委員 二番目にお答え願うようにお願いいたしました五十五年三月までは、あくまで続ける

ということになるわけですね。

○野中政府委員 そのとおりです。

○松本(忠)委員 それでは、次の問題に入ります。本法に基づきますところの資金の貸し付け、すなわち中小企業為替変動対策緊急融資制度の貸付金利等の問題について伺いたいと思うわけでございます。

この制度が発足いたしました昨年の十月一日当初は、通常金利が七・六と非常に高かったわけですが、これは円高に苦しむ中小企業者としては全く活用しにくかったわけでございます。われわれもこの委員会におきましてしばしばこれを引き下げよう、金利の引き下げを再三にわたりました要求をしてまいりました。昨年の十一月四日に六・二％に引き下げ、本法案によって五・五％に引き下げられたことについてわれわれも評価するのはやぶさかではございません。しかし、円高に苦しむ中小企業の現状を見ると、受注残がまことに少なくなっておりますし、今後の新規成約も非常に困難になっておるといふことはもう御承知のとおりでございます。今年も円高基調が続くようなことであるならば、中小企業の経営というものはますます困難になるであらう、そういうふうに予測することは、これはもうますます間違いないだろうと私たちは思っております。

現在、地方自治体におきましても独自に低利の融資を行っておりますが、これが非常に好評を博しております。たとえて言いますと、東京都や横浜市中では実質年利四・五％という低利の融資を行っております。したがって、本法に基づくとところの貸付制度、すなわち為替変動対策緊急融資においても、中小企業を取り巻く環境の激変に伴って三たび貸出金利を引き下げる必要があると私は考えるわけでございますけれども、非常にこの点はむずかしい面もあるかと思っております。再度金利の引き下げについて政府の考え方を伺いたいわけでございます。

と同時に、現在の特利期間が三年となっております。

ますけれども、これを延長するとか、または特利対象の貸付限度枠を引き上げるとか、そういった措置を講ぜられるかどうか、この点について長官にお答えをいただきたいと思っております。

○岸田政府委員 この円高の問題に対応しましては、政府として為替変動対策緊急融資制度を実施しております。各都道府県にある市におきまして、それぞれ独自に制度融資として円高緊急融資を実施しております。その実情について私も調べてみましたところ、金利の面で申し上げると、大体六・二％前後というものが非常に多い。中に、三つのケースだけが私どもが考えております五・五％以下のものがございまして、ただ、それを見ておきますと、期間が非常に限られておりまして、限度が非常に低かったりいたしまして、総合的に見ますと、今回御提案申し上げております国の制度が、一番条件としては恵まれた条件になっておるのではないかと考えておるところでございます。

ただ、それにつきましてもと下げられないかという御要望、私も昨日来いろいろお答えいたしておりますように、いま考えられる前提のもとでは、五・五％というのではあるものの措置を講じたと自分自身で考えておるところでございますが、今後金融情勢が変わってきたというようなときには、その環境の中で各種のバランスを考えたうえで、できるだけの改善を図っていくということについては努力をしてまいりたいと思っております。

○松本(忠)委員 いまも御答弁の中にございましたけれども、東京や横浜では実質的に四・五という貸し出しが行われておるわけでございます。それにはいろいろ条件が違いますが、承知はしておりますけれども、現実金利が安いというところは、借りる側にとっては大きな利点でございます。で、そうした面を考慮しまして、再度、金利の引き下げということは十分対応して考えていただきたいと思います。

特利期間の三年の延長あるいは特利対象の貸付限度枠の引き上げ、こういったことについてはいかがですか。

○岸田政府委員 特利適用の範囲につきましては、これまたいろいろ折衝をした末に、できるだけのことをというつもりで決定をしたところでございまして、当面はそのままで処理をしていきたいと思っております。

限度の問題につきましても、たしか臨時国会のときにもう御要望もあつたかと思つた。ただ、私もいろいろ実情を調べてみました。ただ、現実には、いま特利適用の限度としております二千万円及び五百万円、この限度をどうしても超えなくてはならないというケースがそうたくさんないような気がいたしまして、いまの限度は、実はドル対法のときの限度と比べますと非常に大幅に拡充されたものであるという経緯もございまして、限度の面でも一応はこの程度で差し支えないのではないかと考えておるところでございます。

○松本(忠)委員 次に、第五条の関係について政務次官にお尋ねをいたすわけでございますが、中小企業近代化資金等助成法に基づきますところの設備の近代化資金の返済猶予を認るうとしておる点は私も評価できるわけでございます。償還期間を現行の五年からさらに二年延長という政府案でございますが、この点は、もう少し実情を知つていただけたらもう少し温情ある扱いができるのではないかとお尋ねをいたすわけでございます。中小企業は、返済の猶予期間というものを二年ぐらい延長してやつたならば、本当に温情ある取り扱いと思つておるわけでございます。昨晩の質疑の中でも、中小企業庁長官がこの点について非常に理解を示している私も受け取りましたけれども、せめてもう一年ぐらいの延長を図れないものかどうか、この点を政務次官にお尋ねをするわけでございます。

○野中政府委員 政府といたしましては、ドル対法のことを考えて、さらに加えて、この回収金が少なくなりますと新しい貸し付けができない、こういうことで検討いたしました結果、七年という数字を出したわけでございますが、委員会の諸先生の御意見によりまして弾力的に考えてまいりたいというふうに考えております。

○松本(忠)委員 了解いたしました。これはぜひひとつもう一年延長して、八年ぐらいにしようと思つたらばというふうに思つておるわけでございます。

次に、信用補完制度について長官にお尋ねをいたしますが、通産省として昨年の八月に、五十三年度の通産政策の重点といたしまして来年度の予算要求重点項目といたしまして発表された中に「信用補完制度の機能強化を図るために、中小企業信用保険法を改正し、付保限度を引き上げるとともに、中小企業信用保険公庫に対する政府出資を行う」と、こういう旨の要求をされたわけでございます。この点は御承知のとおりと思うわけでございます。本法案におきまして、円高関連保証の特例といたしまして従来の特別小口保険等と別枠の保証が受けられることになりました。また、信用保険公庫、信用保証協会への出資、補助等が五十二年第二次補正及び五十三年度の予算においても含まれておる点、これも承知をしておりますけれども、特別小口保険等の付保限度は今回見送られておるわけだと思つた。

昨日の答弁では、実情は百五十万円程度の保証が多いとのお話でございまして、けれども、中小企業者の特別小口保険の付保限度の引き上げという声はさらに大きいというふうなわけにわれわれ現場で聞いております。私は再度付保限度の引き上げを要求するわけでございますけれども、今後この重点項目として再考することの余地があるかどうか、この点を長官にお伺いをいたしたいわけでございます。

○岸田政府委員 特別小口保険の付保限度につきましては、昨日も御答弁申し上げましたように、実績からしまして二百五十万円の限度に対して百五十万円程度にとどまっておりますということ、及

び、御承知のとおり、各信用保証協会の経理が大変苦しい実情にございまして、これ以上限度を引き上げますとまた一層負担を加重するというような事情にございまして、私どもも、今年いろいろ考えましたけれども、今年はその時期にあらずというふうに判断をし、しかし、現実には為替変動問題だけははうっておけないということから、いわば残された体力をこの問題に集中するという形で五十三年度予算編成を行ったわけでございします。

ただ、今年の事情は御了察いたしたくいたしまして、今後の問題として、やはり実情に應じた限度の見直しということとは当然必要であると思っております。将来の問題として、ぜひこれは再考していただきたいというふうに思っております。

○松本(忠)委員 将来の問題として、ぜひこれは再考していただきたいというふうに思っております。次に、大蔵省は呼んでおりませんけれども、これは通産省から、要するに大蔵省との折衝の段階を通じての感觸を私お伺いしておきたいと思うことは、欠損金の繰り戻しの制度についてでございます。

この制度につきましても、私どもこの委員会におきまして何回か要望したわけでございしますけれども、今回、三年前にさかのぼるということになったわけでございします。長期の不況と円高のため中小企業の経営内容というものはこの数年悪いわけでございまして、これをさらにさかのぼって還付するようにならないうと、なかなかその適用を受けられないのじやなかろうか、こう思うわけでございします。

このことは、先ほども申し上げましたように大蔵省の所管でございまして、当然大蔵省と通産省でいろいろと折衝されてきて、今回も三年間さかのぼるということが決まったわけでございしますけれども、その折衝を通じて、それがさらに延長することができなく、その点の感觸はどうであったか、この点をお伺いをいたしておきたいと思ひます。

○岸田政府委員 いま御指摘の税金還付の問題は、昨年の秋円高が非常に進んでまいった環境の中で中小企業から起こってきた声でございします。

中小企業の方々は、ドル対法のときに現にあいう法律が用意されていた、せめてあのぐらひはぜひ実現してほしいという声であつたかと思ひます。そういう声を受けまして大蔵省とも折衝し、実現を見たわけでございしますが、私ども率直に申しまして、いろいろいま財政事情が苦しい、また税金の問題についても御承知のようなむずかしい問題がある中で、大蔵税務当局としてもこの問題だけはぜひできるだけの配慮をするという心づもりで取り組んでもらった成果であると思つておりまして、ちよつとこれ以上のことを望むのはなかなかむずかしいのではないかと印象でございします。

○松本(忠)委員 了解しました。

それで、この円高法案に対する質問はもう一問で終わるわけでございしますが、これは本法に基づくとこのいろいろの施策というものが十分に関連の中小企業者に周知徹底されなければならぬことは当然のこととございします。それはいづれも上部団体を通じてさらに末端の組合員へというふうに徹底が図られていくことになると思ひます。私どもの党といたしまして、中小企業局というものがございしますが、その局としても、こういう新しい法律ができた場合に、全国組織の各都道府県の中小企業局長に全国的にその周知徹底を図つておられますけれども、なおまた政府としてはどういふふう具体的にこの周知徹底をする措置をとられるのか、これを伺つておきたいわけでございします。

さらにまた、円高不況等によりましてやむなく事業転換というふうに進められた、そういう中小企業の方々も多いわけでございしますが、そのために、調査あるいは情報提供、相談、指導というふうな体制の強化が図られなければならないと思つておられます。こういう点についても通産省あるいは中小企業庁に対して強く要望してお

くわけでございしますが、この点具体的に何かお考えがありましたら、お示しをいただきたいと思ひます。

○岸田政府委員 円高の問題で苦しんでおります中小企業の方々から、ぜひ実現してもらいたいという声を受けて立案をされた法律でございします。特に昨日は深夜に及ぶまで御審議をいただいたような法律でございしますので、私ども早くこの法律を実施に移しまして、そして中小企業の方に喜んでいただけるようにすることが特に大切だと思つておるところでございします。

昨日通産局の中小企業担当課長を集めて大体的な内容を説明いたしました。近日常に通産局ごとに各府県その他地方公共団体の方に集まつていただいて具体的な内容を御説明をし、そして関係者に周知徹底を図るという措置を講じたいと思つておるところでございします。そのほか、関係団体にも内容を説明しまして、少しでも多くの方々がこの制度を利用していただけるように努力をしていきたいと思つております。

○松本(忠)委員 もう一つ要望しておきますが、昨年十月の一日に実施されました中小企業の為替変動対策緊急融資制度、この取り扱いをめぐりまして、實際上に取り扱い窓口が国金の窓口等におきまして非常に差が見られる。非常にその制度をよく理解してやってくるころと、いろいろと文句をつけるようなところがあったわけでございします。そういう例を私は知っておりますだけに、今回のこの制度が完全に行き渡りまして、そして周知徹底が図れ、完全に施行できるようにひとつ特段のお骨折りをお願いしたい、要望申し上げておきます。

次に、後段のサラ金の問題についてお尋ねをいたしたいわけでございしますけれども、御承知のように、今回のこの法案によりまして救済されるというものは、特定のいわゆる円高によって被害を受けた業者だけでございします。しかし、実際の問題として、石油ショック以来非常にその資金繰りに苦しんでいる中小企業の方が多いわけでござ

います。こういう法案の適用を受けられない、そういう方々が非常に困つて飛び込むところがいわゆるサラ金でございします。

そうした実例は、私どものところに枚挙にいとまないほど来ておりますけれども、一つ二つその実例を申し上げてみますと、要するに、業者の大口というものは、非常に簡単に融資をしてくれるわけでございします。しかし、御承知のように、取り立てが非常に厳しい。私のところに持ち込まれた例をちょっと申し上げてみますと、百万円必要だということの申し込みに対して、全く何も言わないですぐ貸してくれた。

〔山下(徳)委員長代理退席、中島(源)委員長代理着席〕

ところが、金利が前取りでございまして、一日の分が三分、三日を一つの単位として先付の小切手を担保として切られる、こういうことになっております。三日ではどうにもならないので、最低九日借りたところ、利息はどうなるかという、いわゆるトイチになつてしまふ。先付小切手は裏書が必要でございしますし、ときには保証人の裏書も要求されたけれども、保証人になつてくれる人もない。そうしたことを繰り返し繰り返してやるうちに、ついににっちもさっちもいかななくなつた。で、相談に見えたわけでございしますけれども、結局どうにもならないで倒産をしてしまったわけです。

また、ある一つの例は、これも中小企業者の方ですけれども、貸し金に対して日歩が三十銭の領収証が切られる。ところが、実際にはこれに上乗せして、日歩五十銭の金を謝礼金という名目で取られる。もちろんこれについては領収証は発行されません。合計八十銭という高い金利を取る悪質な手口があるわけでございします。つまり、百万円借りますと、その金利が月に二十四万、一年で何と二百八十八万という高金利になるわけでございします。

こうした実例はしばしば耳にするわけでございします。そしてその取り立てたるや、実に吸血鬼そ

のものでございます。善良な庶民から莫大な金利を巻き上げる、次々と不幸と悲劇をつくり出して行くわけでございます。この方もついに倒産に追い込まれたわけでございますけれども、現在この町のいわゆる金融業者というものの対する指導、監督という面は一体どうなっているのか、この点について大蔵省からお伺いをいたしたいと思うわけでございます。

○吉居説明員 たいだいま御指摘にありましたようなケースは、恐らく手形割引を主とする業者であらうと思いますが、サラ金も含めましてこのような業者は、主として自己資金を自分の責任で運用する、こういうふうな業者でございますが、貸金業者という範疇に入るわけでございますが、この貸金業者につきましては、現在届け出制というふうになっておりまして、この事務は各都道府県に委任されているところでございます。現在その数は届け出数で約十六万件、こういうふうになっている次第でございます。

ただ、この貸金業者は、たいだいま申し上げましたように、その特殊な性格ないしは実態というところから、やはりこれの適正な運営ないしは不正金融の防止ということにつきましては、自主規制によるのが最も現実的だという考え方から、昭和四十七年にいわゆる自主規制法というものが制定されたわけでございます。これによりまして各都道府県には庶民金融業協会が設立され、またその上部団体としてその連合会が設立されているところでございます。ただ、何分にもこの法律の施行が比較的新しいということや、各県によりやうくそろいましたのが昨年であるということもありまして、必ずしもこの協会によるところの自主規制が十分功を奏する段階ではございませんが、今後この協会等を通じて自主規制が一層功を奏することが期待されているところであります。

ただ、御指摘のようないろいろな社会問題になるような高金利事犯あるいは暴力事犯ということがありましても事実でございます。このような状況から、現在政府におきましては関係各省庁

が集まりまして、どのような方策を講ずることが出来るかということ等につきまして目下検討中、こういう段階でございます。

○松本(忠)委員 その件数については、いま大蔵省の方でも、確定的な数字じゃないと思いますが、私も、握っていらつしやるようですけれども、私もこれについていろいろ調査をし、推定もしてみました。大体その利用者が三百方から三百五十万くらいはあるだろう、金額で二千五百億から三千億くらい、こういう膨大な金額が扱われているように思うわけでございます。業者も非常に簡単に営業を開始できるというところから、このところでもぐりの業者も入れると相当数に上っているのではなからうかと思っておりますけれども、貸金業というものは質屋と同一の性格のものでなければなりません、保証人や担保がなければ貸さない公的金融機関と異なりまして、安直に現金を手に入れることができるわけでございます。

こうした町の金融業者は、社会的な要請から生まれた庶民のための金融機関でなければならぬわけでございますけれども、いまのお話によりまして、なかなかこれの実態はつかめないし、そしてまたこの指導にも手をやいているというふうにもお伺いしたわけでございますが、いまのお話にありまして庶民金融業協会、こういうものの自主規制にだけ頼っていていいものかどうか、また、違法な貸し付けをしている業者に対して、取り締まりの側として現場で直接的に取り締りに当たっている警察庁としては、その実態をどのようにに掌握し、そしてこの取り締まりをどのようににしているか、こういう点について警察庁にお尋ねをいたすわけでございます。

○御館説明員 取り締まりの点でございますけれども、サラ金関係は、御承知のように、いわゆる出資法によって取り締まりを行っておるわけでございます。その出資法違反によって私どもが検挙しております件数は、五十一年までずっと年々ふえ続けておったのでございます。ところが、昨

年、昭和五十二年に若干減っております。件数で申し上げますと千二百四十五件、人員で千二百三十人でございます。そして減りましたのは、件数で申しますと三十八件、人員で六十九人減っておりますわけでございます。

しかしながら、私どもは、この減った理由につきましては、事犯が減ったから検挙件数が減ったとは考えておりませんので、むしろそうではなしに、私どもの方の捜査力が、マルチであるとかそういう新しい新しき出てきました事犯の方に捜査力を割かなければならなかったという理由から検挙件数が減つてきておるものだと見ておるわけでございます。したがって、決して金融事犯が減ったものとは考えておりませんので、さらに今後とも高金利、さらにはその取り立てをめぐる刑法犯等につきましても検挙を厳しくやってまいりたいと考えております。

○松本(忠)委員 時間の関係もありますから、この問題について法務省の御見解、要するに法秩序を維持するということだと言つて、法務省としてはどのようにしたらよろしいかというような点について、お考えがあればお伺いしたいわけでございます。

○佐藤説明員 お答え申し上げます。サラ金問題につきましては、事柄の重要性にかんがみまして、検察当局といたしましては厳正な態度をもって取り締まりに当たっているということでございます。特に悪質な業者につきましては、たゞいま警察庁からも御指摘がありました出資法五条の高金利事犯といたしまして、あるいはまた取り立てに当たって暴力をふるうというふうな暴力金融業者につきましては、またそれぞれ刑法等の所要の罰則によりまして厳正に規律をしているというところでございます。

なお、法秩序の面からどのように考えるかというところでございますが、業者の規制につきましてはいろいろな貴重な御提言がなされておりましたので、許可制を採用してはどうか、あるいはまた登録制にしてはどうか、あるいはまた重要事項の告知を義務づけてはどうか、領収証の交付を義務づ

けてはどうか、種々の観点からの御指摘がなされておりますが、まことに貴重な御意見だと考えておりますが、いづれにいたしまして、刑事罰則の強化という観点からのアプローチということはおわれわれ考えておりませんので、事柄の性質にかんがみまして、業種規制という観点からの行政的な規制措置をいかに考えていくかということが物事の筋道ではないか、かように理解して、関係省庁の連絡会議等におきましてもその筋の意見を申し述べておる、こういうことでございます。

○松本(忠)委員 このサラ金における悲劇は、ずいぶんいろいろ皆さん方御存じのとおりでございます。また、このサラ金の問題もしばしば国会でも取り上げられておるわけでございますが、政府は対策について努力するという約束はするけれども、一向に改善されない点を私どもは非常に不満に思うものでございます。このサラ金をめぐる諸問題につきまして今後どう対処したらいいのか、出資等取締法あるいは貸金業者の自主規制助長法等では実態的にははや対処できないのではないか、こういうふうには私は思うわけでございます。

そうした意味から、いまいろいろ御答弁がございましたけれども、貸金業は大蔵大臣から委任された知事へ届け出るだけでだれでも営業できる、このために行政的にも野放し状態になっている。しかし、苦情や相談を持ち込まれるのは地方の自治体でございますために、自治体は何とか対処しようとして、実態調査、あるいはサラ金業者の講習会等の開催、独自の指導要綱をつくつたりして、それぞれの都道府県で一生懸命苦情処理に当たっているわけでございますけれども、国の方では連絡協議会というものをつくつただけであると思ひます。国の対応が全くなっていないと私は申し上げます。国の対応が全くなっていないと私は申し上げたいわけでございます。さらに、全国知事会からもこの法規制の強化を強く要望しているということも聞いておりますし、これらのことから法規制の強化は必要だと私は思うわけでございます。

そうした意味から、私どもの党といたしまして、昨年の五月、サラ金等の貸金業を規制してその公正な運営を確保して、不正金融を防止し、資金需要者の保護を目的とした貸金業法案というものを国会へ提出いたしました。その主な骨子は、大蔵大臣または都道府県知事への登録として、貸金業者が利率にかかわる広告をする場合は、利息及び利率を明示させる、また、店内に利率の表示等契約内容となる事項を掲示させる、貸付金、返済方法等を明示した契約書面の交付などを義務づけた、こういう内容でございます。さらにまた、貸金業者の監督の強化を図るための措置として、法律に違反した場合または業務に不当、不誠実な行為をしたときには、大蔵大臣または知事が指示し、営業の停止、登録の取り消し、これを行なうようにしよう、こういう内容でございます。

そこで、いま答弁のありました大蔵省の吉居中小金融課長、法務省の佐藤刑事課長から、再度、わが党の案に対して率直なお考えを聞かせていただきたいと思うわけでございます。御答弁をお願いいたします。

○吉居説明員 たいまいいろいろ御提言があつたわけでございます。実は私もまだその案に対しては必ずしも十分検討しているわけではございませんが、先ほど申し上げましたように、貸金業の問題というのは実は非常に多面的な問題を含んでいるわけでございまして、たとえば利用者の保護をどうするか、あるいは庶民金融のあり方はどうか、あるいは犯罪の防止をどうするかといった、こういうふうな社会秩序維持の観点から、高金利の処罰問題あるいは取り締まり上の問題、さらには行政上の能力の限界をどう考えるか、いろいろ問題があるわけですが、したがって、こういう問題を総合的に考えながら最も現実的な方法をやつていかなければいかぬ、こういうふうな思っているわけでございまして、そういう趣旨から、先ほど申し上げましたように、昨年九月から貸金業に関する関係省庁が集まりまして、現在連絡協議の場を持つていろいろと研究をしており、こう

いう段階でございます。

○佐藤説明員 お答え申し上げます。

個人的には大変結構な貴重な御提言ではなからうかと考えておりますが、いずれにいたしまして、業種規制の面からのアプローチという方策につきましても、法務省の所管事項ではございませんので、私の立場から公的にあれこれ申し上げるというところは適当でなからうというふうに考えております。

○松本(忠)委員 いろいろお答えをお伺いしましたけれども、とにかくこの問題で泣いている人が非常に多いということは皆さんも十分御承知だと思ひます。やはりこの問題は放置できない問題でございますので、私どもはいま申し上げましたような法案を提出しておりますけれども、一刻も早く政府としても十分御検討願いたいと思うわけでございます。

最後に、円相場高騰関連中小企業対策臨時措置法、この施行に對しましては、非常に具体的にかつ迅速に親切に窓口がやつていただいて、効果ある運営がでますように心から希望をするわけでございます。そのことに對する御答弁を政務次官からいただいて、私の質問を終わることにいたします。

○野中政府委員 先生御指摘のように、この法案の緊急性というものがみましまして、円滑に、しかも適切に迅速にやつてまいりたいと思うわけでございます。

○松本(忠)委員 終わります。

○中島(源)委員長代理 渡辺三郎君。

○渡辺(三)委員 きょうの時間の関係で質問を留保しておきました二、三の点についてだけお伺いしたいと思ひます。

一つは、これは第三条の業種の認定にかかわる問題ですけれども、この場合、業種の認定について都道府県知事の果たす役割といたしまして、これは第三条第一項第二号のいわゆる産地業種の認定の際に主務大臣に意見を述べ、厳密に言えばこのことだけですか。

○岸田政府委員 都道府県知事をお願いをしていただきたいと考えております事項は、むしろ個々の具体的な認定でございます。業種が指定され、あるいは産地が指定されたというときに、その業種なり産地に属して、しかも省令に該当する要件を備えているかどうか、これを個々に認定していただく仕事を都道府県知事にお願いしたいと思ひていところでございます。

(中島(源)委員長代理退席、委員長着席)

○渡辺(三)委員 それから第十条ですが、これは具体的にどういふことを意味しているわけですか。「都道府県知事の権限に属する事務」、これは認定そのものとは関係ないのかどうか、その内容を明らかにしていただきたいと思ひます。

○岸田政府委員 第十条の権限委任の問題につきましては、中小企業の方々に少しでも便宜を図りたい、こういう考え方に基きまして、全国指定業種、それから産地指定業種、こういう業種に属している中小企業の認定事務、これを都道府県知事から「市町村長又は特別区の長に委任することができる」という規定を設けた次第でございます。

○渡辺(三)委員 そうしますと、これは認定そのものといひますか、認定する際の判断そのもの、これもいふ言つた条件のもとでは市町村長に委任をされる、この範疇に入りますか。

○岸田政府委員 これは、従来から為替変動対策緊急融資を実施しておりましたので、そのときにどういふやり方をやつていたかということが一つの判断の要素になるかと思ひますが、都道府県知事において具体的な認定を全部統括してやるのは大変で、むしろ市町村長なりあるいは特別区の長にゆだねた方が簡易、迅速にできる、こう判断された場合には、具体的な認定事務そのものをこれらの方々に委任できる道を開いた、こういうふうな理解していただきたいと思ひます。

○渡辺(三)委員 もう一点だけお伺いしたいと思ひますが、これは先ほど若干質疑応答ありましたが、事業転換の問題に關してであります。中小

企業事業転換対策臨時措置法、この法の規定する計画に従つて事業の転換を行つたものはいままで何件ございましてか。

○岸田政府委員 手元にございます資料の一番新しい認定が五十三年一月十日でございますが、この一番新しいものに至ります件数を累計いたしてみますと、四十二件になります。

○渡辺(三)委員 これはいままでの全体の数だと思ひますが、そうしますと、そのうち昨年の六月以降、急速な円高の状況が始まつたこの時期以降、いわゆる円高の影響によつて転換をしなければならぬ、そういうことで、計画に基づく、法に基づく事業転換を行つたものは何件ございましてか。

○岸田政府委員 これは私どもその要因を一つ一つつまづかしてございまして、円高が起りましてから仮に事業転換を考えたといひましたけれども、かなりの時間がかかるわけでございます。いままで認定を受けた方々について見ますと、やはりそれ以前からのいろいろな問題を抱えておられて、この事業転換が必要ではないかと考えられ、具体的な計画を策定されたという方が多いのではないかと思つておるところでございます。

○渡辺(三)委員 そうしますと、少なくとも中小企業庁がつかんでおられる範囲内においては、この急速な円高に基きまして、どうにも仕方がないからこの転換法に基づく事業転換を進めなければならぬ、こういうところまでいまはつきり進んでおられる、そういう計画はないというふうに認識してよろしいですか。

○岸田政府委員 いまの中小企業の方々の動向につきましては、先ほどもちょっと御答弁申し上げましたとおり、円高の問題を契機としまして、いままでの仕事にしがみついているよりは事業転換の問題を考えなくてはならないというふうに考へておられる方がかなりあるのではないかと考へておりますもの、すでに認定を受けたというところまで行つておられる方につきましては、確か

にその後円高の問題が起こつてまいりましたので、その影響も受けておるかと思いますが、事の起こりは、その以前からいろいろ問題を抱えておられた、そして転換問題に取り組まれた、こういう方が多いのではないかと思つておるところでございます。

○渡辺(三)委員 それから、本法第四条の事業転換を行う者の場合の融資の金利の引き下げ、これは昭和五十三年一月十七日からというふうになつておるわけですね。きのう来いろいろ質問をしてまいりましたこの安定資金といふか、その場合は昨年の十月一日から適用というわけになるわけですね。これを一月十七日にされた根拠はどういうことなのでしょう。

○岸田政府委員 こういう新しい制度をつくりました場合には、一番早くても法律が施行されて以降ということが適用開始の時期になるのが普通でございます。ただ、少しでもさかのぼつて適用できるようにしたい、こう考えまして、事業転換につきましましては一月十七日にさかのぼるという措置を講じた次第でございます。それで、一月十七日と申しますのは、この円高対策法のもとになる各種の円高に対する緊急対策について閣議決定を行った日でございます。

○渡辺(三)委員 そこで、この転換の問題でありますけれども、中小企業庁で最近発表されましたいわゆる円高の産地への影響、この中にもあると思いますが、私も具体的にいろいろな産地を調査をしてまいりました中で、たとえば、時間がありませんから一つ桐生の問題を出しますけれども、ここは御承知のようにきわめて深刻な円高の影響を産地として受けているわけでありまして。そして、御承知のように、零細な企業でありますけれども、転換業が相当あります。こういう中で、産地の組合の指導方向といふか、あるいは自治体の市においてもそのようでありましたけれども、何とか事業転換はやるな、やらないでこの危機を乗り切る、そうしていまの状況がおさまることを願つておるわけでありましてけれども、

これまでどおり産地としての新商品の開拓であるとかそういうことを踏まえながらひとつ生き延びよう、こういう指導方向を大筋としては出しておるようです。ですから、この法律に基づき転換業の計画的な事業といふものについて積極的のひとつ計画を立てていこうじゃないか、踏み切つていこうじゃないかという空気は、桐生の場合にないところが、この転換業は、零細企業の場合にはもうやむなくやらざるを得ない。じゃあそれは一体どういう業種に転換をしておるのだろうかといふことを詳しく尋ねたり、調査してみたりしますと、てんでんばらばらではありますけれども、飲食業なんか非常に多いわけですね。これは非常に手取り早く、もう生きていくためにはそうせざるを得ないというふうな実情がそうさせているんだと思うのです。私は必ずしも飲食業が悪いというわけではありませんが、しかし、この事業転換の本来の趣旨からいへば、どうしても転換業しなければならぬということになれば、これはやはりきちんとした助成措置を裏打ちにして計画的な業種の転換といふことをやらないと、せっかくこういう法律がありながらもそれが全然活用されていないといふか、こういうふうになつていくのではないかと思つておる。これは余りにも急激な円高のためにもうどうにもしようがない、転換を計画的に進めるなんという余裕も何もない、こういう実態がそうさせているのだと思つておる。

これらについて長官としてはどのようにお考えなのか、あるいは今後の指導計画、こういう点もあれば、時間があるから詳しくは必要ありませんけれども、基本的な考えをひとつお示しいただきたいと思つておる。

○岸田政府委員 これからの産地なり個々の中小企業のあり方を考えていく場合に、いまの仕事で思い切つた合理化あるいは革新をして乗り切つていこう、こういう方向で自信があまりになれば、それは心強いことだと思つておりますが、中には

むしろ新しい分野の方が自分の力を出せるとお考えになる方もあるわけでありまして、それぞれ行き方に従つて応援をするといふことを考えていく必要があるのではないかと思つております。そのときに、一体どの業種へ行くかということ

がやはり転換の場合に一番大きなポイントでございまして、従来の事例で見ますと、やはり業種選択をうまくやつたところが成功事例が多いということも確かでございます。ただ、どこへ行くかといふことは、いわば中小企業の経営者の方々が一番知恵を出すべき分野でございまして、私どもからどこへ行け、ここへ行けといふようなことを指図するのは適当でないと思つております。現実には飲食業等へ転換した事例も幾つかございます。国道に沿つて工場を持つていた、あるいは親類の方でそういう経験があるというふうなことから、すでに認定をいたしました四十二の業種の中にも飲食業の方は幾つかございまして、どこの業種へ行くかといふことにつきましましては、余り固定的な観念でなく、それぞれの実情に即したような知恵を働かしていただければと思つておるところでございます。

ただ、それは申しまして、中小企業の方々の持つておられる情報の量というものが限られておりますので、どうしてもその辺が踏み切りにくいという問題もございましょう。その意味におきまして、中小企業振興事業団の情報センターにおいては、この転換に関する情報提供といふことを昨年の夏以降特に力を入れてやつておるわけでございます。近くその勉強の成果を一つのパンフレットにまとめるというふうなことも考えております。これからの産業構造が一体どうなつていくのであろうかといふことについての各種の情報、それから業種別の実態を明らかにした参考資料、さらにまた、新聞、雑誌等で新しい産業として出てはやされております各種の産業についての実態報告、こういったことを少しまとめて、転換を考えたおられる方々の参考に供したいと思つておるところでございます。

○渡辺(三)委員 特に産地型の輸出関連企業の非価格競争力をつけるといふか、そういう点から技術とかあるいはデザインの向上あるいは新製品の開発、こういうものに対して、やはりこれまで以上に強力な指導体制といふものをつくつていただきたい、このように特にこの円高の状況の中で考えておるわけでありまして。

そういう点から言えば、中小企業が独自に行う技術開発に対して特別の融資制度を今後検討してみたり、あるいは現在のあの新技術開発事業団ですか、これをもっと中小企業向けの機能を十分に發揮できるように充実に充てていくとか、そういう点の措置もやはりどうしてもとつていただかなければならぬのじゃないか、こういうふう

に思つております。さらにまた、各都道府県の公設の試験研究機関、研究所、こういうものに対する国の助成ももう少し手厚くしてもらわなければならぬと思つておる。それから試験研究施設、設備の充実あるいは研究員や研究相談員などの人的体制の強化、こういうふうなものもしっかりとしたものに形づくつていかなければならぬ。今日の深刻な不況の中で中小企業が勝つばらばらに計画性もなしにどこかに転換してしまふ、こういうふうなことがなくて、あくまでも新しい情勢、時代に即応したような形で産地を形成できるように、そういう指導もぜひとも強化をしていただかなければならぬ、こういうふうなことを考えておるわけですが、これらに対してひとつ一括考え方を御答弁いただきたいと思つておる。

○岸田政府委員 技術を持つている中小企業が強いといふことは、私もよくわかつておるつもりでございます。こゝろから技術を持てる技術で生きていくといふ面では、これから技術開発のための補助金あるいは技術開発に関連する融資、こういったものも用意しておりましたが、これも予算は年々相当伸びてきております。そのほかに、最

の手段である
方法であるといふことになると思

納めて、代金の支払い時期になってそういうことを言われておる。将来の分については工賃の切り

す。いまお話の中に出ておりました大阪のめがねのほかに、鯖江のめがね枠であるとかあるいは桐

非常にむずかしいと思うのですけれども、少なくとも納めてしまったものの代金についてカットす

とていうことは、為替差損の分担という概念には入らないんじゃないかと思うのですが、いかがでしょうか。時間がございませんで、その点と、ぜひ厳重に調べて善処していただきたいということについての御答弁を願いたいと思います。

○岸田政府委員 いまお話しございましたように、すでに納めたものという場合には、当然御意見のようなことになるのではないかと思います。確かに下請の問題は、親企業との関係で非常にデリケートな問題がございしますが、その中にありまして、少しでも下請の方々を守るといふ立場から、よく実態をフォローし、適切な指導を行いたいと思います。

○安田委員 終わります。

○野呂委員長 以上で本案に対する質疑は終了いたしました。

○野呂委員長 円相場高騰関連中小企業対策臨時措置法案に対し、山下徳夫君外五名より、自由民主党、日本社会党、公明党、国民会議、民社党、日本共産党、革新共同及び新自由クラブ六派共同提案に係る修正案が提出されております。

この際、修正案について提出者より趣旨の説明を求めます。渡辺三郎君。

○野呂委員長 円相場高騰関連中小企業対策臨時措置法案に対する修正案

臨時措置法案に対する修正案

〔本号末尾に掲載〕

○渡辺三郎委員 ただいま提案いたしました修正案につきまして、提案者を代表し、その趣旨を御説明申し上げます。

修正の案文はお手元に配付したとおりであります。

この修正案は、中小企業近代化資金等助成法により貸し付けた設備近代化資金の償還期間につきまして、政府原案では二年以内の延長を認めることとしておりますが、円高により深刻な影響を受けている中小企業の実情にかんがみ、これを三年以内の延長に改めようとするものであります。

以上が提案の趣旨であります。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○野呂委員長 以上で修正案の趣旨説明は終わりました。

○野呂委員長 これより円相場高騰関連中小企業対策臨時措置法案並びにこれに対する修正案について討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、山下徳夫君外五名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○野呂委員長 起立総員。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま議決いたしました修正部分を除いて、原案について採決いたします。

修正部分を除く原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○野呂委員長 起立総員。よって、本案は山下徳夫君外五名提出の修正案のとおり修正議決すべきものと決しました。

○野呂委員長 ただいま修正議決いたしました本案に対し、山下徳夫君外五名から、自由民主党、日本社会党、公明党、国民会議、民社党、日本共産党、革新共同及び新自由クラブ六派共同提案に係る附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提出者より趣旨の説明を求めます。山下徳夫君。

○山下(徳)委員 ただいま提案いたしました附帯決議案につきまして、提案者を代表して、提案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

円相場高騰関連中小企業対策臨時措置法案案に対する附帯決議(案)

決議案につきまして、提案者を代表して、提案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

円相場高騰による中小企業及び産地への影響の実態を的確に把握しつつ、関連中小企業、下請中小企業及びそれらに係る労働者に対する諸般の緊急対策を強力に進めるとともに、本法施行にあたり、特に次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、本法の対象となる業種の指定は、できる限り広範に行うとともに、中小企業者の認定については、都道府県知事及び市町村長が迅速かつ弾力的に行うよう指導すること。

二、本法に基づき資金の貸付けを行う各金融機関に対し、貸付けの迅速並びに貸付額及び担保条件等についての弾力的運用に關し強力に指導するとともに、金利の引下げについて一層努力すること。

三、本法に基づく保険料率の引下げに伴い、信用保証協会の保証料率も引き下げられるよう措置するとともに、信用保証協会の保証機能の拡充に努めること。

四、本法に基づく課税の特例が中小企業に周知徹底するよう措置すること。

五、中小企業の事業転換に関する調査、情報提供、相談、指導等の体制を強化充実すること。

六、輸出関連中小企業に対し、原材料等が低廉かつ安定的に供給されるよう、必要な対策を講ずること。

附帯決議案の各項目の内容につきましては、審査の過程及び案文によりまして御理解いただけるものと存じますので、詳細な説明は省略させていただきます。

なお、第四の項目に関連いたしまして、地方税の減収分については地方交付税で手当てされるものと存じます。

以上であります。

○野呂委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時三十八分散会

○野呂委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○野呂委員長 お諮りいたします。

本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○野呂委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○野呂委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時三十八分散会

○野呂委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○野呂委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時三十八分散会

○野呂委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○野呂委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時三十八分散会

○野呂委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○野呂委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時三十八分散会